

報告事項3
説明資料①

「地域主権改革」による権限委譲等に係る条例改正について
(練馬区まちづくり条例の一部を改正する条例)

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」により、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）」が改正された。

このことにより、墓埋法上都知事の権限であった墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可の権限が、平成 24 年 4 月から区長の権限となり、その許可の基準等を定める都の「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和 59 年東京都条例第 125 号）」に代わって、区において墓地に関する条例（以下「区墓地条例」という。）を制定する必要が生じた。

現在、まちづくり条例では 300 平方メートル以上の墓地の新設を開発調整の手続の対象としているところであるが、このような状況を踏まえて、まちづくり条例では墓地等の許可の事前手続、区墓地条例は墓地等の許可に関する構造設備基準等を分担するものとして改正を検討し、区民意見反映制度や区議会から意見を得た。その結果を踏まえて、つぎのとおりまちづくり条例の一部を改正することとする。

2 改正の内容

(1) 墓地等の設置または拡張に係る改正

ア 対象事業の拡大（第 2 条、第 50 条、第 51 条、第 80 条、第 98 条関係）

まちづくり条例ではこれまで「300 平方メートル以上の墓地」の設置を対象としていたが、区墓地条例の対象である「全ての墓地、納骨堂または火葬場（以下「墓地等」という。）」の設置または拡張について、まちづくり条例の対象とする。

イ 標識の設置に係る改正（第 81 条関係）

まちづくり条例の他の開発事業の手続と整合を図る必要があることから、標識設置の手続について定める。

ウ 説明会の開催等に係る改正（第 82 条関係）

墓地等の設置または拡張について、近隣住民（開発区域に隣接する土地所有者等を含む。）に対する説明会等による説明に係る手続について定める。

なお、説明する近隣住民の範囲は、墓地等の設置または拡張の規模等に応じて規

則で定める。

エ 協議に係る改正（第 83 条関係）

まちづくり条例の他の開発事業の手続と整合を図る必要があることから、協議に係る手続について定める。

オ 意見書の提出に係る改正（第 84 条関係）

まちづくり条例の他の開発事業の手續と整合を図る必要があることから、意見書の提出に係る手續について定める。

カ 協議における指導に係る改正（第 85 条関係）

まちづくり条例の他の開発事業の手續と整合を図る必要があることから、協議における指導に係る手續について定める。

キ 意見に対する見解書等に係る改正（第 86 条関係）

まちづくり条例の他の開発事業の手續と整合を図る必要があることから、意見に対する見解書等に係る手續について定める。

ク 協議終了通知書の交付を受けて行う法令等の手續に係る改正（第 87 条関係）

納骨堂等の建築物を新たに対象とすることから、協議終了通知書の交付を受けて行う法令等の手續として、建築基準法、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例等に基づく申請等を加える。

ケ 墓地の基準の改正（第 110 条、別表第 3 関係）

墓地の基準の内容について、区墓地条例の構造設備基準として規定されることから、別表第 3 に規定する墓地の基準を削除し、区墓地条例に定める基準に従うものとすることを定める。

(2) その他規定の整備

ア 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成 23 年政令第 119 号）」により、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）が改正され、引用する都市計画法施行令の条が変更されたため、規定を改める。（第 11 条関係）

イ 開発事業の定義について細分化し、明確化を図る。（第 2 条関係）

ウ 近隣住民の範囲について明確化を図る。（第 54 条関係ほか）

エ 学識経験者および住民代表者である都市計画審議会の委員の任期の終期を同一とするため、規定を設ける。（制定当初付則関係）

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、公布の日から施行する。

練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例と練馬区まちづくり条例の関係について

